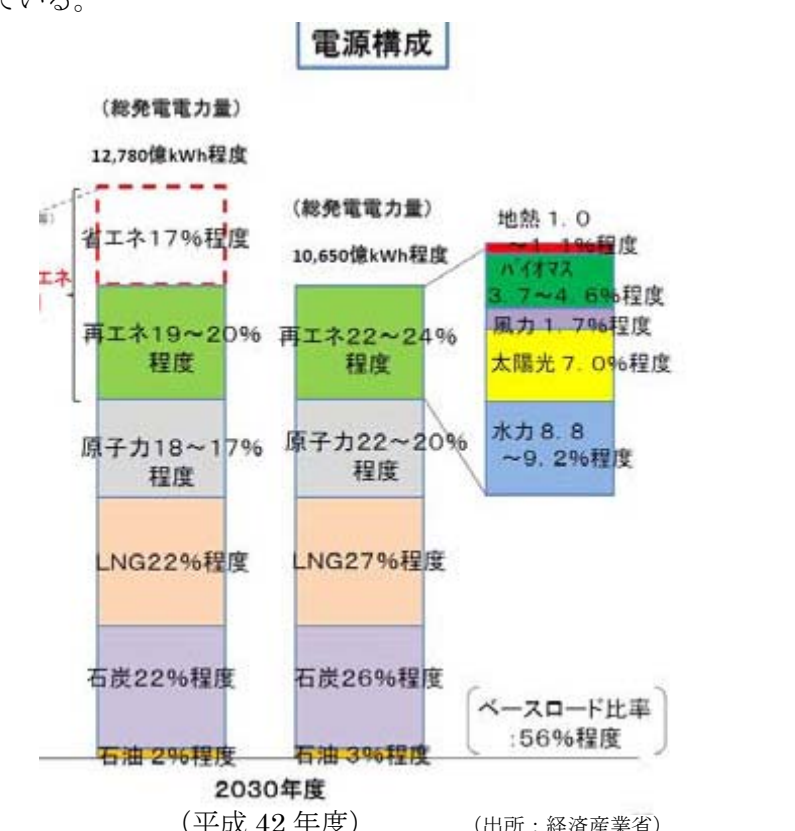
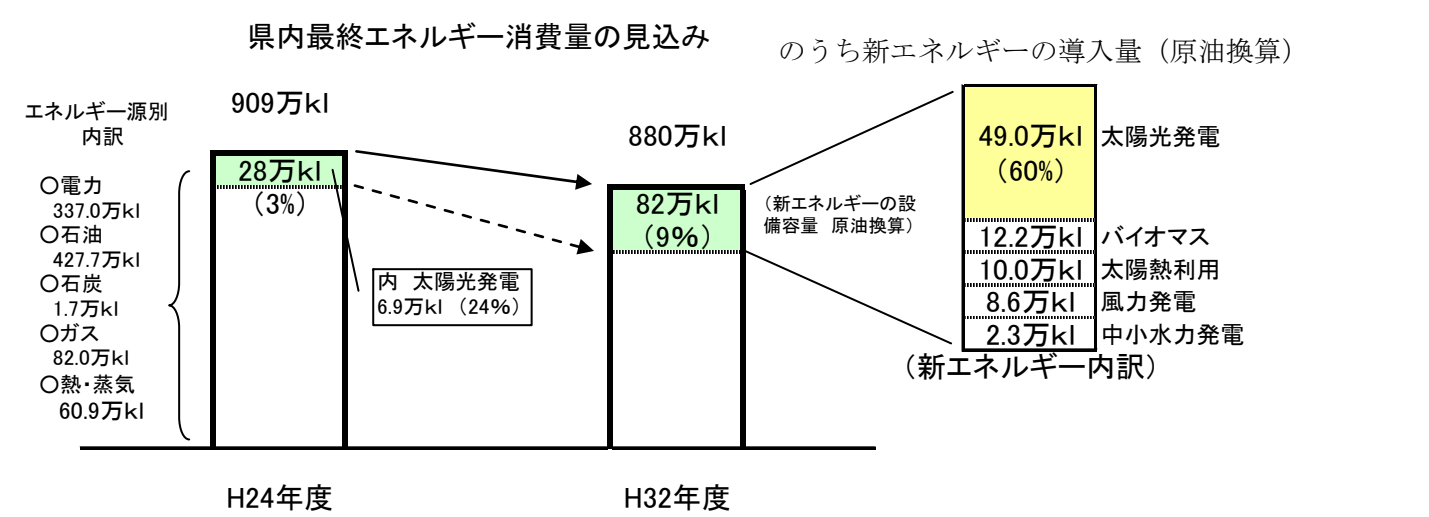
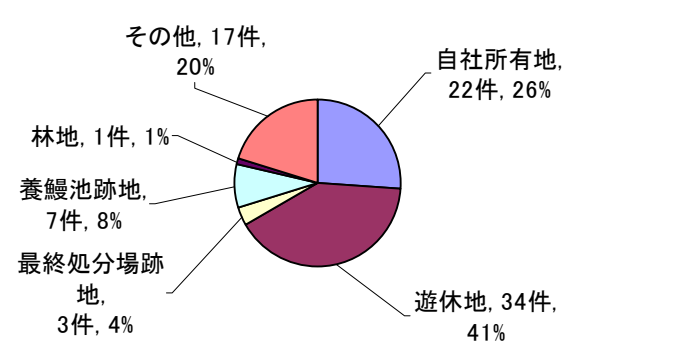


平成 28 年度第 1 回国土利用計画審議会 意見の要旨と対応

項目	頁と行	意見の要旨	対応方針
第 3 章 1 (3) 土地利用転換の適正化	P28	<p>エネルギー消費総量の見込みと、新エネルギー確保に対する土地利用の考え方をどのように考えるのか。</p> <p>(参考：国の長期エネルギー需給見通しによる電源構成内訳) 総発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合を 22～24%としている。</p>  <p>電源構成</p> <p>(総発電電力量) 12,780億kWh程度 (2030年度)</p> <p>(総発電電力量) 10,650億kWh程度 (2030年度)</p> <p>省エネ 17%程度</p> <p>再エネ 19～20%程度</p> <p>原子力 18～17%程度</p> <p>LNG 22%程度</p> <p>石炭 22%程度</p> <p>石油 2%程度</p> <p>再エネ 22～24%程度</p> <p>原子力 22～20%程度</p> <p>LNG 27%程度</p> <p>石炭 26%程度</p> <p>石油 3%程度</p> <p>地熱 1.0%程度</p> <p>バイオマス 3.7～4.6%程度</p> <p>風力 1.7%程度</p> <p>太陽光 7.0%程度</p> <p>水力 8.8～9.2%程度</p> <p>ベースロード比率 : 56%程度</p> <p>(出所：経済産業省)</p>	<p>○最終エネルギー消費量に占める新エネルギーの確保の考え方</p> <p>平成 32 年度の最終エネルギーの消費量 (原油換算) は、省エネ対策等によって、平成 24 年度の 909 万 kl から 880 万 kl になると見通しています。「静岡県エネルギー地産地消推進計画」では、新エネルギーに小規模火力等も含めた地産エネルギー導入量 (率) を 201 万 kl (22%) としており、そのうち新エネルギーは 82 万 kl の導入を見込んでいます。</p> <p>県内最終エネルギー消費量の見込みのうち新エネルギーの導入量 (原油換算)</p>  <p>エネルギー源別内訳</p> <p>○電力 337.0万kl</p> <p>○石油 427.7万kl</p> <p>○石炭 1.7万kl</p> <p>○ガス 82.0万kl</p> <p>○熱・蒸気 60.9万kl</p> <p>28万kl (3%)</p> <p>82万kl (9%)</p> <p>49.0万kl (60%)</p> <p>12.2万kl</p> <p>10.0万kl</p> <p>8.6万kl</p> <p>2.3万kl</p> <p>太陽光発電</p> <p>バイオマス</p> <p>太陽熱利用</p> <p>風力発電</p> <p>中小水力発電</p> <p>(新エネルギーの内訳)</p> <p>(新エネルギーの設備容量 原油換算)</p> <p>内 太陽光発電 6.9万kl (24%)</p> <p>H24年度 H32年度</p> <p>(出所：「静岡県エネルギー地産地消推進計画」及び「ふじのくに新エネルギー導入倍増プラン」より作成)</p> <p>○太陽光発電に対する土地利用の考え方</p> <p>メガソーラーも含めた太陽光発電は、「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」において、「新エネルギー導入拡大の原動力として、引き続き導入の拡大を図る」としており、特に「戸建て住宅に加え、集合住宅、事業所、農業施設等で自家消費を中心に利用する太陽光発電の導入を促進すること」、また、メガソーラーについては、「景観など地域の事情に配慮された計画による円滑な導入を促進する」としていることから、森林などでの開発を推奨しているものではありません。</p> <p>静岡県内のメガソーラーの設置状況 (平成 24 年度～平成 27 年度稼働分)</p>  <p>その他, 17件, 20%</p> <p>自社所有地, 22件, 26%</p> <p>遊休地, 34件, 41%</p> <p>林地, 1件, 1%</p> <p>養鰻池跡地, 7件, 8%</p> <p>最終処分場跡地, 3件, 4%</p> <p>なお、県エネルギー政策課で取りまとめた「県内の主なメガソーラー」によると、設置場所については、自社所有地、遊休地、最終処分場跡地、養鰻池跡地の利用が大半を占め、林地への設置は 1% となっております。</p> <p>こうした実態や、下記に示すような林地開発による太陽光発電施設の設置のデメリットを考えますと、今後、林地開発による太陽光発電施設の設置は、極めて少ないものと想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定価格買取制度の見直しが進む中、林地の開発による設置は初期投資が大きくなること</li> <li>系統連携を図る必要があり、送電線等の施設整備が必要になること</li> <li>林地開発の許可を必要とすること</li> </ul> <p>n=84 (H24～H27 年度稼働分) 出所：「県内の主なメガソーラー」より作成</p>

			<p>計画には、「土地利用転換の適正化」に以下のとおり記載します。</p> <p>「大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、関係法令を遵守し、周辺の土地利用状況や自然環境・景観への影響、防災対策、撤退時の対応等に十分に配慮する。」</p>																
第1章1(2) 県土地利用の基本方針 イ 将来に向け持続的成長を確保する県土地利用	P12	新東名等の新しくできた高速道度のICばかりでなく、東名高速のように既存の高速道路で新しくできたICや、IC周辺の土地利用も推進する視点が必要である。	<p>○ご意見を踏まえ、高規格幹線道路として以下のとおり記載します。</p> <p>「他地域との連携・交流を促進するため、ネットワークの結節点である鉄道駅や高規格幹線道路のインターチェンジ等の周辺地域を新たにコンパクトな拠点として、地域の個性をより際立たせるための地域資源を活用した新たな産業の創出・集積や、自然と生活が調和したゆとりあるライフスタイルが実現できる暮らし空間の整備等を促進する。」</p>																
第1章1(2) 県土地利用の基本方針 イ 将来に向け持続的成長を確保する県土地利用	P12	「都市」の中で「ガーデンシティ」を特化する必要はないのではないか。他の所では推進しないのか。 「ガーデンシティ」の推進が市町等の意向を束縛することにならないように留意願いたい。	<p>○ご意見を踏まえ、基本方針「将来に向け持続的成長を確保する県土地利用」の、都市的土地利用において記載します。</p> <p>○国土利用計画の市町村計画の策定に当たっては、県計画を「基本とする」ものとされておりありますが、これは、「基本的方向に相違していないことを求めているが、具体的な事項について全て一致していることや、両者が矛盾なく一体性を保っていることまで求めている」とされており、市町の意向を束縛するものではありません。 (国土利用計画運用指針より)</p> <p>「こうした取組により、県下全域に、自然と都市機能が調和した「ガーデンシティ（農芸都市）」を形成する。」</p>																
第1章1(2) 県土地利用の基本方針 イ 将来に向け持続的成長を確保する県土地利用	P12	国・県道等の幹線道路周辺でも開発適地があるので、高規格幹線道路だけでなく、幹線道路周辺用地も都市的土地利用に位置付けてはどうか。	<p>○本県の交通ネットワークの充実により新たに整備された高規格幹線道路IC周辺等は、連携・交流を促進するための新たなコンパクトの拠点として活用していく地域であるため、限定した表現として記載しておりますが、IC周辺の幹線道路周辺も含まれるものと考えております。</p> <p>「他地域との連携・交流を促進するため、ネットワークの結節点である鉄道駅や高規格幹線道路のインターチェンジ等の周辺地域を新たにコンパクトな拠点として、地域の個性をより際立たせるための地域資源を活用した新たな産業の創出・集積や、自然と生活が調和したゆとりあるライフスタイルが実現できる暮らし空間の整備等を促進する。」</p>																
第2章1(2) 規模の目標表	P24	人口減少対策の推進と合わせ、道路、宅地等の増加を目標とすることを検討すべきではないか。	<p>○以下のとおりとします。</p> <p>H26 ⇒ H38 の増加目標</p> <table border="0"> <tr> <td>道路：355km<sup>2</sup> ⇒ 367km<sup>2</sup></td> <td>(+12)</td> <td>宅地：627km<sup>2</sup> ⇒ 633km<sup>2</sup></td> <td>(+6)</td> </tr> <tr> <td>一般道路（高規格含む）</td> <td>(+ 9)</td> <td>住宅地</td> <td>(+0)</td> </tr> <tr> <td>農道</td> <td>(△ 1)</td> <td>工業用地</td> <td>(+6)</td> </tr> <tr> <td>林道</td> <td>(+ 4)</td> <td>その他宅地</td> <td>( 0)</td> </tr> </table>	道路：355km <sup>2</sup> ⇒ 367km <sup>2</sup>	(+12)	宅地：627km <sup>2</sup> ⇒ 633km <sup>2</sup>	(+6)	一般道路（高規格含む）	(+ 9)	住宅地	(+0)	農道	(△ 1)	工業用地	(+6)	林道	(+ 4)	その他宅地	( 0)
道路：355km <sup>2</sup> ⇒ 367km <sup>2</sup>	(+12)	宅地：627km <sup>2</sup> ⇒ 633km <sup>2</sup>	(+6)																
一般道路（高規格含む）	(+ 9)	住宅地	(+0)																
農道	(△ 1)	工業用地	(+6)																
林道	(+ 4)	その他宅地	( 0)																
第1章1(2) 県土地利用の基本方針 ア 日本一の「安全・安心」を実現する県土地利用	P11	災害リスクがあるところの土地開発について、今後の方針を明確にする必要がある。	<p>○ご意見を反映し、災害リスクの高い地域の土地利用の制限について記載します。また、安全な地域への誘導は、短期間では困難であることから、中長期的な視点からの取組も記載します。</p> <p>「災害リスクの高い地域については、災害リスクの把握及び周知を図った上で、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるように配慮しつつ、土地利用を適切に制限する。加えて、中長期的な視点から、都市機能や居住を集約化する過程において、災害リスクを考慮して安全な地域への土地利用の誘導を検討する。」</p>																

<p>第3章2(1)基本方針別の措置 ア 日本一の「安全・安心」を実現する県土利用</p>	P31	<p>豪雨対策について、貯留施設等の地下の利用も視野に入れて考える必要がある。</p>	<p>○ご意見を反映し、以下のとおり記載します。</p> <p>「浸水常襲地域においては、排水機場や雨水貯留施設の整備を併せて進めるほか、適切な土地利用の誘導、開発抑制、森林や農地の保全等のソフト対策を併せて行うなど、水系ごとの河川整備計画等に基づき、関係市町や関係機関等とともに河川と流域が一体となったハード・ソフト対策による総合的な治水対策を実施する。その際、河川や内水の氾濫防止対策として地下空間の利用についての検討も進める。」</p>
<p>第1章3利用区分別の県土利用の基本方向 (6) 宅地 イ 工業用地</p> <p>第3章2(1)基本方針別の措置 イ 将来に向け持続的成長を確保する県土利用</p>	P21	<p>工業用地について、生産工場ばかりでなく、研究開発等の誘致など従来型の造成から少し違った工業利用に切り替える視点も必要である。</p>	<p>○ご意見を反映し、以下のとおり記載します。</p> <p>「工業用地については、自然環境・景観への配慮や農林業的土地利用との調整を図りながら、産業構造の変化、工場立地の動向を踏まえつつ、陸・海・空が一体となった交通基盤の優位性を生かし、地域資源を活用した新たな産業の創出・集積や、医療・健康産業等の成長産業分野の研究開発部門・工場等の企業立地に必要な用地の確保を図る。」</p> <p>「大都市圏等とのアクセスの良さや多彩な産物など地域の特性を活かし、多極的な産業構造の構築に向けた成長産業の集積や企業の本社機能の移転等を促進するため、自然環境や農林業的土地利用に配慮しつつ、市町と連携して工業用地の整備に積極的に取り組み、必要な用地の確保を図る。」</p>
<p>第1章1(2)県土利用の基本方針 イ 将来に向け持続的成長を確保する県土利用</p> <p>第1章1(3)県土管理の方策 ア 人口減少社会における新しい県土管理の方策</p> <p>第3章2区分別の措置 イ 将来に向け持続的成長を確保する県土利用</p>	P13	<p>ITの活用による働き方の変化、植物工場による農業経営など新たな土地利用の可能性についても考慮すべきである。</p>	<p>○ご意見を反映し、以下のとおり記載します。</p> <p>「(ICT等の技術革新の活用) ICT等の技術革新は、医療関係、エネルギー関連分野等における最先端技術の実用化、ビッグデータ・オープンデータの活用等を進め、産業の生産性を向上させるとともに、成長産業・市場を創出する。また、経済活動のみならず県民生活、生活基盤をも変容させることから、ロボット技術の開発による農業の現場等への普及や災害現場での活用、テレワーク・遠隔教育等の実現、エネルギー利用のスマート化など、ICT等の技術革新に対応した県土利用の促進を図っていく。」</p> <p>「(ICT等の活用) 防災・減災対策の着実な推進や、社会資本の整備・維持管理における効率化とコスト縮減、住民参加型の県土管理を進めるための情報の共有化など、県土に関する様々な地理空間情報をICT等の技術により総合的に活用していく。」</p> <p>○ご意見を踏まえ、農業における省力化や低コスト化の観点から記載します。</p> <p>「高品質で競争力の高い農産物の生産拡大を図るため、ICTや光技術を活用し、農産物の健康増進機能を向上させる次世代栽培システムの開発や、匠の栽培技術の伝承システムの開発、農作業の省力化や軽労働化を図る農業用機械・ロボットの開発等に取り組む」</p>
<p>第1章1(2)県土利用の基本方針 イ 将来に向け持続的成長を確保する県土利用</p>	P12	<p>持続成長を図る土地利用の考え方(内陸のフロンティアを拓く取組の内陸・高台部のイノベーション)とコンパクトシティとの考え方の整合をどのように考えるか。</p>	<p>○我が国が進めるコンパクトシティは、都市そのものを小さくするというよりは、生活上必要な都市機能を拠点にコンパクトに集約し、それらをネットワークでつなぐことで、人口減少下でも生活サービス機能の維持を図るものです。一方、持続的成長を図る取組における内陸部での新たな地域づくりは、他圏域等との対流を促進するための新たな拠点を結節点となる高規格幹線道路IC周辺につくるものであり、これらと既存の拠点が結ばれることにより、県土の均衡ある発展を目指すことから、両者の整合は図られていると考えています。</p>

<p>第 1 章 1 (3) 県土管理の方策 ア 人口減少社会における新しい県土管理の方策 (県境を越えた広域交流圏の構築)</p>	<p>P16</p>	<p>広域連携について、富士山ばかりでなく河川の生かし方など様々な視点を持つべきである。</p>	<p>○ご意見を反映し、以下のとおり記載します。</p> <p>「交通ネットワークの充実やIT化による情報通信の発達などにより社会経済活動が広域化している現状を踏まえ、隣接県をはじめ陸・海・空の交通ネットワークでつながる地域との連携・交流を進める。</p> <p>特に、中部横断自動車道等の開通を見据えた日本海に至る地域との連携をはじめ、世界遺産富士山の後世への継承や南アルプスコネスコエコパークの保全と利活用、防災・減災対策、生態系の保全と鳥獣被害対策、国際観光地の形成に向けた取組など、様々な県・地域との広域連携による持続可能な土地利用の促進を図っていく。」</p>
<p>第 1 章 3 利用区分別の県土利用の基本方向 (7) その他 イ 低・未利用地</p> <p>第 1 章 1 (3) 県土管理の方策 ア 人口減少社会における新しい県土管理の方策</p>	<p>P22</p> <p>P15</p>	<p>道路や住宅地などについて、既存ストックの活用や維持がしやすくなる効果的な整備の視点が必要である。</p>	<p>○ご意見を反映し、以下のとおり記載します。</p> <p>「低・未利用地のうち、工場跡地など都市の低・未利用地は、居住用地や事業用地等としての再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。</p> <p>耕作放棄地は、作付・再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地として再生・活用を積極的に図る。再生困難な耕作放棄地については、地域の状況に応じて、地域による保全管理や、自然環境の再生を含め農地以外への転換による有効利用を図る。」</p> <p>○但し、住宅地、工業用地の整備においては、人口減少社会の克服に向けて持続的成長を確保（雇用の場の確保のための新たな産業の創出・集積や、新しいライフスタイルが実現できる暮らし空間の整備等）していく観点から、既存ストックの活用に配慮しつつも、それらの整備も促進してまいります。</p> <p>○効果的な整備につきましては、ご意見を反映し、以下のとおり記載します。</p> <p>「人口減少下においては、これまでと同様な労力や費用を投下し県土の管理を行うことが困難になることが想定される。社会資本整備や土地利用に際しては、自然環境が有する生物の生息・生育の場の提供や良好な景観形成、気温上昇の抑制等の多様な機能を積極的に活用するグリーンインフラの取組（“ふじのくに森の防潮堤づくり”等）など、自然との共生、防災・減災、持続可能な地域資源の提供等の複合的な効果を発揮する施策を積極的に推進する。</p> <p>また、高度成長期に建設された多くのインフラ資産や、県民生活に必要な公共施設を良好な状態で次世代に引き継ぐため、県、市町が連携して、最適な維持管理や長寿命化などのマネジメントを推進する。」</p>
<p>おわりに</p>	<p>P38</p>	<p>100年先を見据えた土地利用の考え方を含めてはどうか。例えば森林開発に対するデポジット制、震災後の復興対応を先に市町等で話し合いを進め決めてしまう等、新しい仕組みをつくるというようなニュアンスを入れて欲しい。</p>	<p>○ご意見を踏まえ、以下のとおり記載します。</p> <p>「本計画では、「日本一の「安全・安心」を実現する県土利用」、「将来に向け持続的成長を確保する県土利用」、「憧れを呼びめしさと品格を備えた県土利用」の3つの基本方針を示しているが、これらを実現するために必要な土地利用の転換は、中長期的な視点で取り組む必要がある。県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であることをかんがみ、後世に美しく豊かな県土を継承していくためには、土地利用や県土管理の手法等について長期的な視点を持ち、社会の価値観の変化等を踏まえ、現在の土地利用の規制手法等に甘んずることなく新たな知見や仕組みが必要となることが想定される。このため、国土利用計画のあるべき姿を具体化するための手法や様々な主体の役割等については、計画策定後、さらに検討を進めていくこととする。」</p>

<p>第1章1(2) 県土利用の基本方針</p> <p>ウ 憧れを呼ぶ美しさと品格を備えた県土利用</p>	<p>P13</p>	<p>「憧れを呼ぶ美しく品格のある県土利用」を、「訪問した方々が快適に過ごせるような土地利用というように解釈をすればいいのか」どのように解釈したらよいのか。</p>	<p>○考え方をわかりやすく示すために基本方針の標題を「憧れを呼ぶ美しさと品格を備えた県土利用」に変更するとともに、県土の管理に多くの方が加わりたいと思うような、美しい、憧れるような県土をつくりたいという気持ちが伝わるように記載します。</p> <p>「郷土の景観は土地の人々の心の表れ」との認識のもと、行政と県民が一体となって、美しい田園風景や、歴史、文化に根ざした個性ある農山漁村集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、誰もが憧れ、そこを訪ねたい、そこで暮らしたいと思う美しさと品格を備えた景観の保全、創出に取り組む。」</p>
<p>第1章1(2) 県土利用の基本方針</p> <p>イ 将来に向け持続的成長を確保する県土利用</p>	<p>P13</p>	<p>県土利用の中に、ITをこのように活用して県土を利用していくといった観点を強く打ち出しても良いのではないかな。</p>	<p>○ご意見を反映し、以下のとおり記載します。</p> <p>「(ICT等の技術革新の活用)</p> <p>ICT等の技術革新は、医療関係、エネルギー関連分野等における最先端技術の実用化、ビッグデータ・オープンデータの活用等を進め、産業の生産性を向上させるとともに、成長産業・市場を創出する。また、経済活動のみならず県民生活、生活基盤をも変容させることから、ロボット技術の開発による農業の現場等への普及や災害現場での活用、テレワーク・遠隔教育等の実現、エネルギー利用のスマート化など、ICT等の技術革新に対応した県土利用の促進を図っていく。」</p>
<p>第1章1(3) 県土管理の方策</p> <p>ア 人口減少社会における新しい県土管理の方策</p> <p>おわりに</p>	<p>P15</p> <p>P38</p>	<p>この計画の下で管理と規制を民間がやるなど、例えば、民間の人たちの代表による審査委員会のようなものをつくる等の仕組みの問題、あるいは対象の問題で、何か新しい視点を含むことができるか。</p>	<p>○ご意見を踏まえ、地域主体での土地利用の検討の取組促進について、以下のとおり記載します。</p> <p>「県土の適切な管理は、この国土利用計画が示す広域的な土地利用の指針とともに、地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上実現される。このため、地域住民や市町など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進する。」</p> <p>○新たな仕組みの検討について、以下のとおり記載します。</p> <p>「本計画では、「日本一の「安全・安心」を実現する県土利用」、「将来に向け持続的成長を確保する県土利用」、「憧れを呼ぶ美しさと品格を備えた県土利用」の3つの基本方針を示しているが、これらを実現するために必要な土地利用の転換は、中長期的な視点で取り組む必要がある。県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であることをかんがみ、後世に美しく豊かな県土を継承していくためには、土地利用や県土管理の手法等について長期的な視点を持ち、社会の価値観の変化等を踏まえ、現在の土地利用の規制手法等に甘んずることなく新たな知見や仕組みが必要となることが想定される。このため、国土利用計画のあるべき姿を具体化するための手法や様々な主体の役割等については、計画策定後、さらに検討を進めていくこととする。」</p>